

滋賀県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

区 分	手 当 の 名 称	作 業 内 容 等
廃 止	航空機整備作業 (月額 21,500円)	航空法第24条の規定による航空整備士の資格を有する警察職員が、警察の管理する航空機、航空用装備品、付属品および航空機保守機材の整備をする作業
廃 止	夜間等特殊作業 (年末年始の間に行う作業) (月額 4H以上 3,000円 4H未満 1,500円)	(1) 警察職員が12月31日から翌年の1月3日までの間の午後8時から翌日の午前8時までの間において行う作業 (2) 警察職員が12月31日から翌年の1月3日までの日において行う作業であって、時間外勤務手当及び休日勤務手当が支給されない時間におけるもの
新 規	夜間特殊作業 (深夜呼出手当) (月額 500円)	深夜において緊急に対処する必要がある作業並びに犯罪又は災害の発生に備えるために行う情報収集等に従事するための登庁の作業
対象業務 の拡大	銃器犯罪捜査従事作業 (暴力団犯罪の保護対策における固定警戒業務等) (月額 820円)	暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策作業であって、保護対象者の直近又は周辺において行う身辺警戒作業及び保護対象者の住居、業務を行う場所、行先地等の周辺において行う固定警戒作業

○ 夜間特殊作業(深夜呼出手当)の範囲等

正規の 勤務時間	勤務公署外 (退庁していなければ対象外)		呼 出 し	登 庁	犯罪捜査・鑑識・災害応急等のため呼出され、警察署等において情報収集等の作業にあたる場合(但し、呼出しにより22時以降、翌朝の5時までの間に登庁する場合に限る。) 500円 を支給	新 設
	勤務公署外 (同じ)	呼 出 し	登 庁 等	犯罪捜査・鑑識・災害応急等のため、現場で活動する場合(活動の全部又は一部が21時以降翌朝の5時までの間である場合に限る。) いわゆる呼出手当 1,240円を支給		